

【委員会記録】

杉本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(14時43分)

これより、公安委員会関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることにいたします。

井上警察本部長

杉本委員長、三木副委員長を初め委員各位には、平素から警察行政に深い御理解をいただくとともに、各般にわたり御支援を賜っておりますことに対し、この場をおかりして御礼申し上げます。

それでは、私から、平成22年度の警察本部主要施策の成果の概要について御説明いたします。

県警察では、平成22年中の運営指針を「県民とともに歩む力強い警察～安全・安心とくしまの実現」と定め、運営重点5項目を定めまして、変化する治安情勢に対応した警察活動を推進したところでございます。

まず、第1点目は、身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保についてであります。

県警察では、県民が身近に不安を感じる犯罪の抑止と検挙を最重点課題として、平成15年より県警察の組織の総合力を挙げて街頭犯罪及び侵入犯罪抑止総合対策に取り組んでまいりました。

その結果、本県における平成22年中の刑法犯認知件数は7,108件で、前年と比べマイナス281件となっており、ピーク時の平成15年当時と比べて4割以上減少しました。

また、街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数についても、ともにピーク時と比較して半数以下に減少したところであります。

こうした成果は、県警察の諸対策のみならず、関係行政機関の取り組みや防犯ボランティア団体による自主防犯活動が相まったものであると認識しております。

特に、県警察では犯罪の起きにくい社会づくりの構築に向け、子供・女性に対する声かけ、つきまといといった不審者情報や犯人検挙の情報等をタイムリーに提供したほか、防犯ボランティア団体の活動に対する支援や、防犯効果の高い街路灯、防犯カメラ等の設置について事業者等に働きかけを行うなど各種施策を推進してまいりました。

そのほか、高齢者等をねらった振り込め詐欺の被害防止と検挙対策、非行少年に対する支援など非行少年対策等の推進、被害者支援の充実等、県民の安全・安心の確保に努めたところであります。

第2点目は、重要犯罪等の徹底検挙についてであります。

平成22年中は、徳島市内の民家における持凶器強盗事件、三好市内のJR駅構内における殺人未遂事件、吉野川南岸における嬰兒死体遺棄事件等の重要犯罪が57件発生し、早期の解決に努めたところであり、検挙率は75.4%でありました。

また、組織犯罪対策を推進し、暴力団員等を恐喝、詐欺、賭博等で、前年を8件22人上回る111件、91人を検挙しました。

しかしながら、依然として暴力団による不法行為等が後を絶たず、県民には大きな脅威となっていることから、昨年、徳島県暴力団排除条例を制定していただいたところであります。

これを契機に暴力団対策を一段と強化し、社会から暴力団を排除する動きが大きくなうねりとなるよう努めてまいりました。

そのほか、構造的不正に対する取り組みとして、町議会議員らによる贈収賄事件等の知能犯罪を検挙し、構造的不正を許さないという県民の期待にこたえたところであります。

第3点目は、交通死亡事故の抑止についてであります。

平成22年中の交通事故死者数は44人で、昭和35年に道路交通法が施行されて以降2番目に少なく、3年連続で50人を下回ったところであります。

これは、県民一人一人の交通安全意識の高まりによる成果であるものと考えております。特に、飲酒運転による事故が前年と比べてほぼ半減したこと、シートベルトの着用率が平成8年以降初めて運転席と助手席ともに全国平均を上回ったことは、その最たるものと考えております。

しかしながら、いまだに多くの方々が悲惨な交通事故に遭っていることに変わりはなく、また、交通事故死者数のうち高齢者が占める割合が高いことから、反射材用品の着用を指導するなど高齢者等の交通安全対策に努めたところであります。

第4点目は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化についてであります。

高い確率で発生が予想される南海地震や台風等の自然災害はもとより、事故やテロ等の最悪の事態が発生した場合に、迅速・的確な初動活動が行えるよう、関係機関等と連携した訓練を重ね、緊急事態への対処能力の向上に努めてまいりました。

去る3月11日に発生した東日本大震災では、県警察から被災地へ、3月15日の広域緊急援助隊交通部隊の派遣を皮切りに、これまで刑事部隊、警備部隊、機動隊、地域特別派遣部隊等の各部隊、延べ460人を派遣し、災害警備活動に従事させております。

今後、東海、東南海、南海の三連動地震の脅威が高まり、甚大な被害をこうむる可能性が高い本県にとりまして、職員一人一人がさらなる危機意識を持ち、平素から悲観的に準備し、最悪の事態の発生を想定した訓練や対処方法を検討しておくことが重要と考えております。

第5点目は、現場執行力と警察活動基盤の強化についてであります。

近年の大量退職、大量採用に伴い、職員の世代交代が進む中、現場執行力の低下が懸念されているところであります。

県警察では、精強な第一線警察構築総合プランを策定し、県警察学校及び警察署等において、さまざまな事件現場を想定したロールプレイング方式による実戦的訓練や、ベテラン職員等による伝承教養を実施するなど、若手警察官の早期戦力化に向けた諸施策を推進してまいりました。

また、警察基盤を強化するため、優秀な人材確保に向け幅広く募集活動を展開したところであります。

以上、平成22年度警察本部主要施策の成果の概要について説明申し上げましたが、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

鹿山警務部理事官

私からは、説明資料の4ページでございます、平成22年度の歳入歳出決算額について、御説明申し上げます。

まず、(1)の歳入決算額でございますが、予算現額 41 億 4,080 万 3,000 円に対しまして、収入済額は使用料及び手数料など総額 36 億 6,693 万 1,158 円となっております。

なお、収入未済額の 330 万 7,000 円につきましては、駐車違反を行った者が出頭しない場合に、その車両の使用者が納付することとなっている放置違反金が未納となっているものです。

続きまして、(2)の歳出決算額につきましては、予算現額 228 億 8,411 万 2,050 円に対しまして、支出済額は、人件費及び交通安全施設整備事業費など、総額 221 億 8,430 万 5,373 円となっております。

以上が、平成 22 年度の歳入歳出決算額の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

杉本委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

児島委員

もう時間がないので、私も1点だけなんですけど、先般、10月7日の地元の新聞に報道されておりました、県内で、かぎをしてない無施錠の自転車の盗難についての記事でありますけど、盗難被害に遭った1,703件のうち78.9%、80%近い1,345件が無施錠ということで、これも新聞記事にありますように、全国でワースト2位という不名誉な報道がされておったわけでございます。

まずは、この3年前後の経緯っていいですか、これはここの分が出ておったんでしょけども、その点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

松岡生活安全部長

過去3年間の本県におきます自転車盗の被害状況でございますけれども、平成20年が認知件数1,675件、このうち無施錠の自転車が1,352件とられておるという状況でございます。無施錠率が80.7%で全国ワーストワンでございます。平成21年が同じく認知件数が1,616件、無施錠が1,296件、無施錠率80.2%です。平成22年が認知件数1,703件、無施錠数が1,345件、無施錠率が78.9%でワースト2位となっております。なお、本年は9月末現在で認知件数1,129件、無施錠が893件で無施錠率が79.1%と、これもワースト2位という状況でございます。

児島委員

ワーストワンという時期もあったようでございますが、無施錠によって被害に遭われている方が小学生から大学生まで含めて7割を記事等によりますと占めているということでございますが、正確なところを、学年別の被害状況、この内訳についてお聞かせいただきたいと思います。

松岡生活安全部長

被害者の学年別の割合でございますけれども、本年9月末現在で自転車盗でございますけれども、被害者となっている割合、先ほどありましたように、68.8%でございます。この内訳は高校生が最も多くて38.3%。次いで大学生が16.6%。その次が中学生で11.2%。小学生が2.7%となっております。平成22年も割合には大きな変化はないというところでございます。

児島委員

わかりました。

私もちょうど議会中は自動車通勤をしておりますので、その施錠なしの置き自転車というのを非常に見かけるわけなんです。このうち、被害に遭う場所っていうのはもちろん駅とか駐輪場もちろんであります。ことしの数字で特に被害の発生場所が多い場所、ワーストファイブ程度と、その件数も含めてお聞きをいたしたいと思います。

松岡生活安全部長

自転車盗の被害場所の状況でございますけれども、被害者が占める割合というのが学生が7割ということでございますので、やはり必然的に学生が利用するJRの各駅の駐輪場、あるいは学校などが被害となっていることが多いというのが実態でございます。

具体的に申しますと、ことしの9月末現在で、自転車盗の被害場所の多いものでは、第1位がJRの佐古駅で30件。第2位が徳島大学の構内、これが23件。3位がJR阿南駅、これが20件。第4位にとくしまCITY、これが18件。第5位がJRの中田駅、これが14件となっております。

児島委員

地元阿南市が入っておりますのでびっくりしました。

やはり、無施錠の被害というのが大変多いということがよくわかりました。

この指導については、私も気づいたら前々から言っておりますように、駅当局とか、そこを管理してる店であれば、店の方々にも駐輪場管理の方々にも御注意をしよるんですが、やはり警察として、これからそういった盗難防止のために、どういったこれから働きかけをしていくのか、その点を最後にお聞きをしておきたいと思っております。

松岡生活安全部長

今説明しました件数のような状況でございますので、これらの現状を受けまして、警察といたしましては街頭犯罪のうちの自転車盗、これを抑止重点犯罪の1つというふうにとらえまして、各種の被害防止対策を推進しているところでございます。

具体的には平成19年以降、駐輪中の無施錠の自転車に盗難防止のエフカード、これを取りつけまして、施錠の励行を呼びかける対策を進めておるところでございます。また、学生が被害となる割合が6割を超えている現状を受けまして、高校や中学校への働きかけ、あるいはチラシやワイヤー錠の配布、これらを行

まして、かぎかけの励行を呼びかけているところでございます。

そのほか、大学生ボランティアの「Peace Of Tokushima」を初め、地域ボランティアと連携した盗難被害防止啓発活動、また平成 21 年から実施しておりますけれども、緊急雇用創出事業、これのパトロール隊による駅や量販店、これにおけます先ほど言いましたエフカードの取り付けや声かけによる啓発活動、また先生から今お話ありましたけれども、駐輪場の管理者との連携や各種会合あるいは防犯会議等を活用した幅広い年齢層を対象とした広報啓発と防犯講習の実施などを行っているところでございます。

先ほど申しました、本年9月末の自転車盗の被害認知件数は、前年に比べまして 157 件、12.2%の減少というふうな状況でございまして、対策の効果が出ているというふうに考えているところでございます。

しかし、何と申しましても自転車盗の盗難防止につきましては、やはり、かぎかけが最も効果的であると考えておりますので、今後も自転車盗の被害実態の把握や分析の上で、被害多発場所や被害者の年齢層、これを抽出いたしまして、関係機関、団体と連携を密にして、効果的な対策を講じるなど、これまで実施してきた諸対策を引き続き地道かつ継続的に取り組むことによりまして、自転車の施錠率を高めて、自転車盗の被害を1件でも減少させていくということといたしております。

児島委員

ありがとうございました。

積極的にそういった、警察としてもやっていただいております。徳島駅も、出たらすぐにずらっと並んでおりました放置自転車といえますか、自転車も今はすっきりなっているようでございます。これも警察当局を初め、やはり徳島市のほうのボランティアによります、そういった回収とか、強硬な場合もあるんですが、張り紙をしたりとかいろんな活動がまさしく、その整理にあらわれたんじゃないかなと思うところでございます。

これからも特に県南は多いようでございましたが、放置自転車の、そういった御指導、また学校、そしてまた地域挙げて、取り組んでいただくことを御要望して終わりたいと思います。

松崎委員

まず最初に、県民の安全・安心の確保ということで、平成 22 年度県警本部の皆さん、また職員の皆さんに、日夜本当に御苦労いただいていることについては敬意を表しておきたいというふうに思います。

そこで、先ほど4ページのところで収入未済額が説明されました。この決算認定で未済ばかり言ってるんで、未済額の松崎って言われそうな気がするんですが、この収入未済の中身が、放置違反金という話が出ましたけども、ちょっと、私ども交通違反したら罰金といわれたり反則金といわれたり、いろいろしてるようなんですが、放置違反金というようなことのようなんですが、少し説明をいただければと思います。

山口交通部長

道路交通法違反を行った場合に罰金、反則金、あるいは先生のおっしゃったような放置違反金という制度がございます。道路交通法の規定に違反をした場合には、罰金等の所定の罰則の適用を受けるということになっておりますけれども、比較的軽微な違反、これにつきましては、交通反則通告制度に基づきまして、いわゆる青切符の処理でございまして、これが適用されて反則金が科されるということになってございます。

違反者につきましては、一定の期間内に反則金を納付すれば、刑事手続の適用を受けることがなくなり、その時点で処理が終了する、手続が終了するというところでございます。

一方、道交法違反でも無免許運転、あるいは飲酒運転等の悪質な違反、あるいは先ほど申しました反則通告制度に適用されておいても、一定期間に反則金を納付しない場合、こういった場合には反則通告制度の適用を受けずに、刑事手続におきまして罰金等が科されるということになってございます。

それから、こういった反則金とか罰金でございますが、これはすべて国庫に納付されることとなっております。反則金につきましては、交通安全対策特別交付金として交通事故の発生状況や道路整備の状況などを踏まえまして、交通安全施設の整備及び管理や緊急自動車の整備事業、整備費の財源といたしまして、都道府県や市町村に交付されているところでございます。

この放置違反金でございますが、交通違反のうちの放置駐車違反について、違反者が出頭しない、あるいは不明であるなど違反者本人の責任を追及することができない場合、車両の運行管理を行う立場にある使用者に対しまして科す行政制裁金ということで、平成 18 年 6 月 1 日から施行されております。この手続で支払われた放置違反金につきましては、すべて県の収入となることとなっております。

以上のような流れになってございます。

松崎委員

反則金、罰金は国へ納まると。放置違反金は県に納められると。この収入未済額は、330 万 7,000 円ということのようなんですけれども。こういう形で、いわゆる車両の使用者、運転してほっといて帰ったというか、そうでなしにその人がわからないということで、使用者が支払う制裁金という駐車違反金、それは年間、例えば平成 22 年は 330 万円程度ってということなんですけれども、これの何倍かはあるんでないかなと思うんですが、どのぐらいの違反があるのか。また、多分放置してあったら違反のステッカーといいますか、つけられて呼び出しがあると思うんですけれども、そういう場合は反則金になるんですか。それで例えば、放置するという形で納めるっていう場合とそのほかのケースがあるのかなのか、ちょっとそこら教えていただきたい。どの程度の割合になってくるのか。

山口交通部長

放置駐車違反でございますが、平成 18 年 6 月 1 日から、この制度は施行されております。先ほど先生おっしゃってましたステッカー、確認標章と申しておりますけれども、この貼付件数でございますが、平成 18 年が 1,228 件、平成 19 年が 2,724 件、平成 20 年が 2,087 件、平成 21 年が 2,402 件、平成 22 年が 2,731 件で、本年が 9 月末現在でございますが 2,105 件で、制度発足から本年 9 月末現在までで 1 万 3,277 件の確認標章の貼付があったということでございます。

それで、この標章を張られましたうち、運転者を交通違反として検挙したもの、反則告知をした、先ほど申し上げた反則告知をした、出てきて反則告知を受けた者、これにつきましては、2,731 件、いわゆる出頭率は 20.6%となっております。

一方、放置違反金の適用件数でございますが、これは違反者が出頭しない、運転者が出頭しない、あるいは

は反則告知を受けたけれども、納めない、こういったものを合わせた件数であります、使用者責任は1万597件、適用率は79.8%でございます。

松崎委員

結構、いわゆる放置違反のほうが多いということですよ。放置違反ってことで、これは、何か理由があるんですかね。できれば、それが制度上の問題があるんであれば教えてほしいというのと、そういう件数がたまりたまってっていうのか、この収入未済額ということになるわけなんですか330万7,000円っていうのは、単年度じゃなしに。それが1つと、こういう形にどうしてなるんだろうなという感じもするんですけど。

山口交通部長

この制度がそもそも設けられた趣旨でございますが、全国的に申しまして、大体75%、残り25%の4分の1の者が逃げ得をしとったと。というのは駐車違反の場合は、駐車違反した人間が見つからないということがございまして、いろいろ追跡捜査等も行って、徴収はしておったんですが、大体4人に1人は逃げ得をしよった。このままではよろしくないだろうと。圧倒的にそういった駐車違反が多いものですから、警察のマンパワーをそちらへ投入するという時代でなくなってきたということで、民間に委託をして、こういった放置違反金、放置違反の車両を見つけていただいて、こういう標章を張っていただいて、それを最終的に警察のほうで反則金なり、あるいは放置違反金として徴収するということになったものでございます。

本年の3月31日末現在でございますが、先ほど申しましたように、先生おっしゃってましたように、330万7,000円の収入未済額がございます。これは、累計の収入額が制度発足からことしの3月31日までの間に、1億3,454万4,000円ございまして、そのうちの未済額が330万7,000円ございますので、未済率というのは約2.4%ということになってございます。なお、3月31日現在で330万7,000円でございますけれども、9月末までにそれぞれ徴収等を行いまして、78万3,000円を徴収したところでございます。

なぜ、こういった未済になってくるのかということでございますが、所在不明で調査中というものがございまして。それから、訪問していても面接ができない。あるいは、違反当時の使用者が不明で立証困難など、こういったさまざまな要因がございまして、こういうふうになってしまうと。ただ、警察といたしましても、そのまま放置してではなくて、違反者の氏名あるいは住所がわかっていたら直接面接をして現金徴収もしておりますし、あるいはそれ以外でも、本人の銀行口座、その他資産等を調べまして、もしそういう差し押さえができるものがあれば差し押さえをするといったことをやって、徴収の努力は続けているところでございますが、最終的にこういった形で幾つか残ってしまうということになってございます。

松崎委員

大体わかりましたので、放置違反になってる場合に、1つは時効の問題がどうなって、どこかでいわゆる損金っていうんですか、回収不能金扱いする時期があるのかどうかということ。それから、先ほど平成18年からこの制度ができて、逃げ得を許さないんだと、こういう説明であったと思うんですけども、そういうことに対して、これまでの特に時効を迎えるような件数、これからっていうんですか、今年度あたりに時効を迎える件数はどのぐらいあるのかということと、最後に、先ほどお話もありましたけども、やっぱりそれぞれ罰金であった

り反則金であったり、皆さん切符を切られたわってということで切符で違反金を納めてると思うんですけども、この放置違反金というのは県の収入といいますか、予定収入ということになっているようなので、そのためには県民にとっては、それこそ逃げ得は許さないということの決意表明といいますか、そこらを伺って質問を終わりたいと思います。

山口交通部長

放置違反金の時効の期限でございますが、放置駐車違反の確認標章が貼付された後、放置違反金が納付されない場合に発送される督促状というのがございますが、これが標章貼付後、おおむね2カ月後になります。この督促状の納付期限、これが10日間でございます、その翌日から5年間となっております。ですから、標章が貼付されておおむね3カ月後から時効が始まるというふうにお考えいただいてもよろしいかと思えます。

それで、平成18年6月から制度が始まりまして、本年度中に時効を迎えるのは10件ございます。そのうち9月に既に4件のものがもう時効となってしまっております。この時効となった理由につきましては、1件が違反車両が県外の会社名義だった。これも、いろいろ追跡調査をしたんですが、既にその会社が倒産してないということで、責任の追及ができなくなってしまったというのがございます。それで、3件中の2件でございますが、同一の使用者で、県外で住民登録しているものでございます。これは既に所在不明となっております。住所等へ出張捜査もいたしましたけれども、所在が明らかにならないというものでございます。それから残る1件につきましては、使用者は所在不明となっておりますが、本年1月に調査した結果、県外に住民登録しているということが判明いたしましたので、連絡をとろうとしたんですが、連絡がとれない。それから、財産調査等、先ほど言いました銀行口座の捜査を含めましてやりましたけれども、差し押さえるべき資産がないということで徴収できなかったものでございます。

この4件のほかに、先ほど申しましたとおり6件ございますけれども、所在不明のものが3件、このうち1名が県外でございます。それから、面接できないものが2件、県外でございます。それから、残る1件は徴収が可能ということで現在調査中でございます。

いずれにいたしましても、これは県の歳入にかかわるものでございますから、できるだけ警察といたしましても、体制を強化いたしまして、新年度から体制を強化いたしまして、徴収に努めていくこととしております。逃げ得は許さないということを命題といたしまして、努力したいと考えております。

木南委員

先ほど松崎委員からもちょっと触れられたんですが、歳入の款別に、第6款の交通安全対策特別交付金3億5,000万ほどあるんですが、この交通安全対策特別交付金、この性質についてちょっと説明していただけたらと思います。

杉本委員長

小休いたします。(15時18分)

杉本委員長

再開いたします。(15 時 19 分)

山口交通部長

この特別交付金でございますが、これにつきましては、交通安全対策特別交付金等に関する政令というがございます。

これにつきましては、先ほど申しましたように反則金が一たん国庫に入って、これが交通事故の原因になりますとか、道路の整備状況でありますとか、そういったものに基づいて一定の割合で県あるいは市町村に配分されるものでございまして、その政令の中に使い道はいろいろ指定されてございます。横断歩道でありますとか、交通標識でありますとか、歩道の整備でありますとか、いろいろございますが、そういったものを地方自治体が再度、この交付金の範囲内でどこにどういう施設を整備するというのを任されている、そういったお話でございます。

木南委員

何でこんなこと聞かかっていうと、特別交付金ってわざわざ書いて款まで決めてあるんですよね。だから、特別な交付金だろうと、こう思うんです。ですから、普通の交付金とは特別な何か理由があるということだろうと思うんで、実はこれはこういう原資でこういうことであって、こんなふうに来るっていうのを系統立って教えていただいたらありがたいなと思うんです。

杉本委員長

小休します。(15 時 20 分)

杉本委員長

再開いたします。(15 時 22 分)

井上警察本部長

ただいまの交通反則特別交付金の性格等についての御質問でございますが、これは原資は警察が交通違反の取り締まりを行い、交通反則通告を行い、それに従って交通違反者の方が国庫に納付をいただいた反則金、これが国庫に納付をされ、その国庫から先ほど山口交通部長から御説明申し上げましたとおり、一定の計算方式が特別交付金制度というものに基づいて計算式がございまして、それに基づいて機械的に県と市町村に入る、交付されるわけでございます。

その用途につきましては、警察の交通安全施設、交通信号機を含め、横断歩道もそうでございます。道路管理者が設置をされる歩道橋とかもろもろの交通安全施設、それだけではなく市町村もございまして。あとは、市町村で救急車を整備をされる場合の救急自動車の整備費用などにも充てることができます。それは交通安全対策特別交付金等に関する政令
いわゆる特交金政令というもので用途が決められておるわけでございます。

ただいま、先生から御質問の交付の手続等でございますが、これは先ほど申し上げた特交金政令の基準に従いまして、国から県と市町村に交付をされる。ですから県の財源となり、それが県の交通安全、県の道路管理者としての交通安全施設を整備分と警察が設置をする信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備分の財源に関連上振り分けられるというところでございます。

ですから、その財源としては県の一般財源といいますか、用途が限られておりますので、特定財源かもしれませんが、県の財源として歳入をされておるというところでございます。どこがお受けするかということになると財政課かもしれませんが、その原資は、交通違反の取り締まりに基づく反則金が原資になっておりますので、御質問の内容によっては我々警察本部からお答えするというので、ちょっと1つの制度が両面持っておるような制度でございまして、御質問についてお答えできる分については、お答えさせていただきたいと思っております。

木南委員

それでは、若干質問を変えたいと思いますが、3億5,000万円の歳入があるわけですが、この中で県警察として、真水として、交通安全対策に使える金っていうのは、この3億5,000万円のうちに何ぼが県警察として、真水として使えるお金なのか教えてほしいと思います。

杉本委員長

小休します。(15時25分)

杉本委員長

再開いたします。(15時25分)

乾会計課長

交通安全対策特別交付金、この中で県警が、先ほど委員は真水として使える分がどれぐらいあるかということでございますが、平成22年度につきましては、1億5,000万になっております。よろしいでしょうか。

木南委員

3億5,000万円のうちの1億5,000万円は警察のほうへいって、あとの2億円は県がほかの歩道とか何とかに使いよるといふふうに理解するんだらうと思うんですが、これは反則金が原資なんですよ。反則金、これは国庫に納めますよね。国庫に納めたのを、ある何かの公式に入れて徳島県へ返ってくると、こういうことだらうと思うんです。ほなこれは警察に聞いてもわからんのかな、この特別交付金の流れみたいなのと、あるいはその反則金との兼ね合いを年度別に教えてくれたらありがたいなと思うんですが、ここでないかな。

乾会計課長

交付金の流れということでございますが、交付金制度で交付金を決める基準というのがございます。その基準については、ちょっとややこしいんですが、それを決める項目だけちょっと……(「いや、もう基準要らん

けん流れだけ言うて。ほれはつかんでないんかいな。警察としては、年度別にどれぐらいあってって。反則金がどれぐらいあって、交付されたのが何ぼっていうような」と言う者あり)

杉本委員長

小休します。(15 時 28 分)

杉本委員長

再開いたします。(15 時 28 分)

乾会計課長

反則金収納額、それと警察に来る額について、3年ぐらいでよろしいでしょうか。

平成 20 年については、反則金収納額3億 4,210 万 2,000 円……(「何億何千でいい」と言う者あり)3億 4,200 万。そのうち、警察に来るのが1億 5,000 万。平成 21 年度、3億 2,900 万、このうち警察に来るのが1億 5,000 万。平成 22 年度、先ほど申しました3億 4,100 万、警察に来るのが1億 5,000 万となっております。

木南委員

聞いた意味と若干違うんですが、時間がないんで、それはそれでいいとして、特別交付金が警察へは 1.5 億円しかいってないわけですよ。1.5 億円で交通安全対策ができると思えんで、多分、県費が入るとるんだらうと思うんです。

恐らく、罰金、反則金が減ったら還付する金も減ってくるんでないかと、私の想像なんです、そんなことがあって、いろんなことで交通安全対策に投入する金額がだんだん減ってきたような気がするんです、経年的に見てみると。

そういうことからいうと、これからは高齢化が進むし、あるいは車もだんだん性能が良くなってきて、よう走り出すってことで、交通安全対策っていうのは非常に重要になってくると思うんで、少なくとも特別交付金ということですから、できるだけ交通安全対策に使えるような手だていうことを考えてほしいということで、時間を2分残して終わります。

元木委員

運転免許センター等移転整備事業についてお伺いをしたいと思います。

この件につきましては、私の昨年9月の代表質問で質問させていただきまして、そのときの答弁ではだれもが利用できる自転車コースの整備を検討していくというようなお話ですとか、あと子供からお年寄りまでが親しむことができる施設にしてほしいというような質問でしたので、障害者の方が利用できるようなモニター室ですとか、いろんな施設を検討していただけるというような御答弁がございました。

それで、つきましては、この 18 億円余りの予算なんですけれども、これの設計費ですとか、工事費等の内訳につきましては、御説明をお願いします。

乾会計課長

委員からは新免許センターの設計費、工事費等の内訳の御質問でございますが、平成 22 年度におきまして、新運転免許センター、この土地を四国財務局から 10 億 3,900 万で購入しました。建物につきましては、徳島空港ビル株式会社から 8 億 489 万 8,500 円で購入しております。

御質問の設計につきましては、平成 22 年度、23 年度の 2 カ年で実施しておりまして、設計費は 6,457 万 5,000 円。なお、工事費につきましては、現在設計中でありますことから、詳細な金額は出し切れておりませんが、大体 14 億円程度となる見込みでございます。その他工事管理費、備品、移転費などの諸経費を合わせますと、総事業費につきましては、35 億円程度になる見込みでございます。

元木委員

わかりました。

次に、その質問のときに平成 26 年 1 月にオープンというような御答弁をいただいたわけございまして、そのときは平成 22 年度の質問でしたので、ちょっと期間が長過ぎるなという感じは持ったんですけれども、今後どういったスケジュールで進めていかれるのか御説明をお願いします。

乾会計課長

皆さん御存じのように、今の旧空港ビル、非常に広大な敷地で大きな建物でございます。そこを有効活用するというので、土地については約 10 万平米、建物につきましては、約 9,000 平米と非常に大規模な施設でございます。ということから、現在、先ほども言いましたけども、22 年度から引き続いて設計をやっております。そして、24 年、25 年度、この 2 年間をかけて改修工事をして、平成 26 年 1 月には運用開始ということを考えております。

現在の設計の進捗状況につきましては、建物につきましては、改修が必要な部分、これの調査を既に終えて、基本的なレイアウトもでき上がって詳細設計に取りかかっているところでございます。

また、運転技能試験コースについても、旧空港のエプロン、これを利用した基本的な設計を終えて詳細の設計にかかっているところでございます。

元木委員

ありがとうございます。できるだけ一日も早い完成を、まず要望をさせていただきたいと思えます。

それと、自転車のコースの整備ということなんですけれども、この自転車コースというのは、できるだけ多くの県民の方が利用していただく施設にさせていただきたいのは当然なんですけれども、距離的にちょっと遠い方ですとか、そういった方のために、県西部ですとか県南部とか、そういったところに拠点的に設けるようなお考えがあるのかどうか、御検討されていればまた教えていただきたいと思いますという点と、今はハード面での質問だったんですけれども、ソフト面でどんな取り組みを検討されているのかお伺いします。

山口交通部長

新しい運転免許センターにおきましては、運転免許を取得される方、それから更新をされる方、こういった

方の運転者教育のみならず、交通安全教育の中核施設として、これを県民の皆様に幅広く御利用いただく
というような施設の整備、新たなさまざまな施策の推進が必要だというふうに考えておるところでございます。

このため、新しい施設につきましては、多目的講習会場というのを設けまして、ここに可搬式の自転車シ
ミュレーター、あるいは高齢者の方のために速度見越反応検査器といったものの体験機器、こういったものを
設置いたします。それから、交通安全ビデオの視聴覚機材、こういったものを整備、それから先生からお話
がありましたように、新しい運転免許センターには自転車コースを併設いたしまして、ここに幼児から高齢者
まで、県民のだれでもが利用、活用しながら交通安全意識の高揚に努めていただくと、こういった施設となる
よう進めているところでございます。

具体的にはこういった施設を有効に活用いたしまして、一般ドライバーそれから事業所の運転者等に対す
る講習会、それから夜間走行の体験講習、それから反射材の効果体験学習会、それから子供や高齢者に
対する自転車教室、こういったものを随時開催し、しかも継続的に開催してまいりたいと考えております。

それから、この8月に開催して非常に好評でありましたT-1グランプリ、交通安全競技会でございますけ
れども、こういったものも継続的にできればやっていきたいと考えております。

それから、新しい素材であります光る毛糸、こういったものの常設展示場の設置をして、各種の交通安全イ
ベントもあわせて開催してまいりたいというふうに考えております。

多目的講習会場で実施いたしました交通安全教室、この終わった後に、併設の自転車コースで実際に
自転車に乗っていただく。そこで交通ルールあるいは道路交通法、こういったものを学習して身につけてい
ただく。知の部分と動の部分で両方で身につけていただいて、交通安全意識を高揚させていく。こういったこ
とを考えて進めていくところでございます。西部あるいは南部のほうにそういった施設をできるだけというお
話でございますけれども、ちょっと今のところ財政的に厳しい状況でございますし、ちょっと考えてはおりませ
んけれども、それぞれ学校等に警察官が出向きまして、自転車シミュレーターで教育をやる、こういったこと
は引き続き継続してやってまいりたいと考えております。

元木委員

自転車社会というようなことで、これから高齢化社会に伴いまして運転免許の返納も進められておられま
すし、高齢者中心にそういう自転車を扱われる方もふえてくるということで、そういった方への啓発ですとか
講習っていうのは、ニーズはこれからますます高まってくると思われまますので、今おっしゃられましたように学
校等の施設も利用して、また、そういったT-1グランプリのようなソフト事業も大いに活用していただいて、
普及啓発等に努めていただけたらと思います。

それと、最後に、交通安全の話が先ほども出ておりましたけれども、やはり交通マナーの厳守ですとか、そ
ういった交通ルールを啓発していく一番効果的な方法というのは何かなというようなことを考えてみますと、
本をお配りするというのは1つの方法だと思いますけれども、それはちゃんと見ていただけない方も多いわけ
でございます。しかし、テレビっていうのは、ほとんどの県民の方が今見られておると思うんです。そういうと
ころでケーブルテレビを有効に活用して、交通安全の啓発というのを、さらに強化してはどうかと考えておる
ところでございます。

例えば、地域ごとに、自分の町でこんな交通事故がありましたよというのを、映像で町民の方に流すという

のは本当に効果的で、さらにいえば、その原因とか、そういったものもちゃんと町民、県民の方に公表していけばどうかと考えておるところでございますけれども、そういったケーブルテレビの活用についての状況はいかがでしょうか。

山口交通部長

先生から御提言がありましたケーブルテレビでございますが、これにつきましては、県下 15 警察署ございますが、この 15 警察署管内に 18 のケーブルテレビの会社がございます。現在すべてのケーブルテレビの会社とお話、協力依頼をいたしまして、現在のところ事故、事件に関する資料でありますとか、あるいは各種交通安全の取り組み状況でありますとか、あるいは交通安全のコマーシャルメッセージ、こういったものをテロップで流れる場合と、実際に警察官等が出演して映像に出して流れる場合とさまざまでございますが、取り組みは進めているところでございます。しかしながら、やはり徳島県 30 万世帯ほどあるそうでございますが、そのうちの 23 万世帯ほどカバーしているケーブルテレビでございますので、これを今よりも一段、二段活用できるように、もう少し我々もいろいろ考えて、いろんな素材を提供して地域の交通安全につなげていきたいというふうに考えておりますので、先生方についても御協力いただきまして、県民全員に声かけて、交通安全教育あるいは交通安全意識が高まりますよう、御協力をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

元木委員

もう終わります。

きょうも車で来ておりますと、交通事故で車が大破したような現場を目撃したんですけれども、やはり自分が見て、何でこういう事故が起こったのかなというのはだれでも感じると思うんです。そういった一般的な方が持つような疑問にお答えできるような、そういうテレビ等活用した啓発というのを、なお一層強化していただきますように御要望しまして終わります。

杉本委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。(15 時 44 分)